

鳥取県選挙管理委員会告示第48号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第14条第3項の規定に基づき、平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成24年12月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

(最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙)

表

											× を 書 く 欄	意 一 やめさせた方がよいと思う裁判官につ いては、その名の上的欄に×を書くこと。 注 二 やめさせなくてよいと思う裁判官につ いては、何も書かないこと。
											裁 判 官 の 名	

裏

鳥取県
選挙管理
委員会印

第二十一回
最高裁判所裁判官国民審査投票

備 考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。
- 3 裁判官の名は、中央選挙管理会の告示に従い印刷する。